



身元調査と人権

不合理な身元調査

採用や結婚のとき、調査会社などを使って出身地や家族の状況などを調べる事例がみられます。このような身元調査は、特に部落出身者など、その人の【出自】を調べることを目的としているため、部落差別につながる人権侵害となる可能性があります。

過去には、身元調査によって就職や結婚をばまれた事例は数多くあり、中には自殺に至った例もあります。また、部落出身者だけでなく、外国籍・婚外子・ひとり親家庭・障害者、そしてその家族なども、身元調査によって不利益を受けることもあります。

企業が採用するとき、優秀な人材を求めるのは当然のことです。また、子どもが結婚する相手がどんな人なのかと心配することも当然のことでしょう。でも、身元調査でその人の何がわかるのでしょうか。その人の能力や人格は身元調査では決してわかりません。

本人の能力や人格とは関係のない、本人にはどうすることもできない「生まれ」や「家庭環

境」などで不利益を受けることは、明らかに不合理なことであり、憲法で保障されている基本的人権を不当に侵害するものです。

身元調査と戸籍

身元調査の多くは、主に戸籍謄本や住民票などの公的書類の確認や、聞き込みなどの方法により行われます。

戸籍には本籍地や出生地、家族の氏名などが記載されています。さらに従前の本籍や住所、祖先の氏名や本籍地までたどることもできます。

明治時代に作られた戸籍には、部落出身だとわかる記載がされているものもありました。1976（昭和51）年に戸籍の閲覧が制限されるまで、長年にわたり差別を目的とした不当な身元調査の資料として使われていました。

部落地名総鑑事件

1975（昭和50）年、全国の被差別部落の地名を記載した「部落地名総鑑」と呼ばれる調査資料が、企業などにひそかに高額で売買されていたことが発覚しました。

当時は、就職に際して本籍地を詳細に記載することが慣例となっていたため、本籍地と「地名総鑑」を照合することで部落出身者かどうかを調べていたものです。「地名総鑑」を購入していた企業等と、調査業者の差別体質が大きな問題として取り上げられた事件でした。

身元調査お断り運動

自分の知らないところで身元が勝手に調査され、結婚や就職の際に利用される。こうした重大な人権侵害である身元調査が依然として後を絶ちません。同和問題をはじめ、差別につながる可能性のある「身元調査をしない、させない、許さない」という姿勢が大切です。

竹原市でも、「身元調査お断り運動」を1990（平成2）年に全市的な取り組みとして推進し、身元調査の差別性や問題点を明らかにしてきました。

身元調査をなくすためには、私たち一人ひとりの理解と協力が必要です。

わたしたち市民全体の人権感覚の醸成と、いまだに根強く残っている社会意識としての差別観念を払拭していくため、私たちみんなの力で差別につながる身元調査をなくし、お互いの人権が尊重される差別のない住み良いまちづくりに努めてまいりましょう。

人権啓発講座

知的な障がいのある人たちから
学んだ人間学

日時 9月18日(木)
18:30~20:00
場所 人権センター
講師 (社)ひとは福社会
寺尾 文尚さん
問い合わせ 人権センター
☎22-3726